

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

現在、全国的に高齢者の消費者被害が、高齢者人口の増加率を大きく超えるスピードで増えており、横浜市においても高齢者の消費者被害件数は急増しています。

そこで、横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、これまでも毎月可能な範囲での自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただいておりますが、このたび、8月号を発行いたしましたので、今月も可能な範囲で自治会・町内会の掲示板に掲示していただけますようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、御理解と御協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「月次相談レポート」8月号 A4判1ページ(月刊)

3 スケジュール

- ・令和4年7月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

(お問合せ・連絡先)

横浜市経済局消費経済課 本田・霜山

電話 045-671-2584 Fax 045-664-9533

電気代が安くなる？ 電力契約の勧誘にご注意を！

「電気代が安くなるから」と言われて、検針票を見せたことにより、いつの間にか契約先の電力会社に変更されていたというトラブルもあります。

新規参入事業者による訪問勧誘が活発化していますが、電力価格は変動制で、急に値上がりするリスクもあります。

契約変更は、慎重に行いましょう。

訪問販売で契約した場合は、クーリング・オフができます。

お互いに 一声かけて見守りを！

【検針票】

電気ご使用量のお知らせ(平成○○年○月分)		電気料金領収証	
○○○様		○○○様	
ご契約番号 00000-000000-000000-000000	ご契約住所 〒0000000-00000000	契約番号 00000-000000-00	契約住所 〒0000000-00000000
ご使用量 000 kWh	ご請求予定額 0.000円	領収金額 0.000円	
※電圧 000 V/000 V/000 V	000 円		
毎月定額 0000			
前月定額 0000			
メーター番号 000			
	〇〇電力株式会社 営業課 課長 〇〇〇		
	お問い合わせ先番号 0120-000-000		
		〇〇電力株式会社 〒0000000-00000000	

